

栃木の米づくりプロジェクト推進事業（栃木のお米収益力向上支援事業）実施要領

制 定 令和4(2022)年4月1日 生振第4号

第1 趣旨

人口減少・高齢化等により米の消費量は減少し続け、県産米の在庫量の増加や価格の下落など、県産米をめぐる状況は一層厳しさを増している。

今後、本県農業を魅力ある産業として発展させるためには、水田を活用した収益性の高い農業を展開していく必要があることから、栃木の米づくりプロジェクト推進事業（栃木のお米収益力向上支援事業）（以下「本事業」という。）により、農業者の収益力の向上や農業経営の安定化を図ることにより、需要に応じた米づくりを推進するものとする。

第2 推進方針

本事業を推進するにあたり、方針は次のとおりとする。

- 1 多収品種やスマート農業技術等の導入により、超低コスト生産体制を確立する。
- 2 「とちぎの星」の生産技術向上と品質向上により、県産米の競争力を高め、家庭向け用途の販売力強化を促進する。
- 3 生産者と実需者等が連携し、地域の特色を生かした米づくりによる収益力向上に取り組む産地を支援する。

第3 事業の内容

本要領により実施する事業の内容、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

(1) 事業実施主体は、様式1により関係市町長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区が複数の市町にまたがる等、やむを得ない場合には、関係市町長と協議の上、事業実施主体は、様式2により市町長を経由せずに事業実施計画を関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。

また、事業実施地区が複数の農業振興事務所にまたがる場合は、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定するものとする。

(2) 市町長は、(1)により提出された事業実施計画が事業の採択要件等を満たし、かつ、事業実施計画の達成が確実であると見込まれる場合には、様式2により、関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

農業振興事務所長は、1により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ、事業実施計画の達成が確実であると認められる場合に承認する。

第5 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次に掲げる事業実施計画の変更をしようとするときは、事業実施計

画変更承認申請書（様式3）に変更内容を記載した事業実施計画書（様式1～3）を添付して、農業振興事務所長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 事業実施主体ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業実施主体ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

第6 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 事業を実施する事業実施主体は、様式1又は様式2により、第4の1の(1)で申請した市町長又は農業振興事務所長に事業実績を報告するものとする。
- 2 市町長は、事業実施主体から事業実績の報告があった場合には、様式2により農業振興事務所長に報告するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 別表第2の1及び2の事業における事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を市町長（市町長を経由せずに事業を実施した場合は農業振興事務所長）に報告するものとする。

表1 実施状況報告が必要な事業

事業名	様式	報告先	報告期限
栃木のお米超低コスト生産対策事業	様式4又は様式5	計画承認申請先	3月末日
栃木の特色あるお米づくり支援事業			

- 2 市町長は、事業実施主体から実施状況の報告があった場合は、実施状況報告を取りまとめの上、様式5により3月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、実施状況の報告を受けた場合には、様式4及び様式5の写しを速やかに農政部長に提出するものとする。
- 4 農業振興事務所長は、実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に必要な指導を行うものとし、目標年度において事業実施主体の成果目標が未達成の場合は、改善計画書（様式6又は様式7）を作成し、目標が達成されるまで報告を行うものとする。

第8 推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、収入保険制度への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関の連携のもと、次の推進体制を整備する。
 - (1) 県段階

県は、関係団体等と密接に連携し、事業の実施について、推進指導に当たるものとする。

(2) 市町段階

市町は、関係団体等と密接に連携し、事業の実施について、推進指導に当たるものとする。

第9 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。
- 3 ただし、別表の1-(2)及び3の事業の助成限度額は、各事業実施主体につき3,500千円以内とする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則（令和4(2022)年4月1日生振第4号）

この要領は、令和4(2022)年度分の補助金から施行する。

別表 採択要件及び助成対象経費

事業種目・事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率・補助上限額	助成対象経費
1 栃木のお米超低コスト生産対策事業				
(1) 生産実践事業				
多収品種やスマート農業技術等を組み合わせた超低コスト生産の実証の取組に対する助成	水稲（子実用）作付面積 30ha 程度の農地所有適格法人※ ¹ ）又は農業者の組織する団体※ ² ）	<p>①米の生産コスト削減及び経営規模拡大の目標を設定し、目標の達成に向けた取組を行うこと（2年間継続して事業を実施）。</p> <p>②事業実施の4年後には、米の生産コストが減少し、規模拡大により水稲作付面積が増加すること。</p>	1/2 以内とし、助成額の上限を700千円とする。	<p>1 実証ほ設置に係る経費</p> <p>(1)土壌分析費</p> <p>(2)リース費（スマート農業機械、省力化・効率化に必要な機械等のリース経費）</p> <p>(3)委託経費（リモートセンシング、マルチスペクトルカメラのデータ解析等）</p> <p>(4)種苗費（多収品種の種子、直播用コーティング経費）</p> <p>(5)育苗資材経費</p> <p>2 経営調査費</p> <p>(1)中小企業診断士等委託費</p> <p>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める経費</p>
(2) 生産整備事業				
超低コスト生産に必要なスマート農業機械導入に対する助成	生産実践事業の事業実施主体※ ³ ）	生産実践事業を実施し、米の生産コスト削減及び水稲作付面積拡大の目標の達成に向けた取組を行うこと	1/3 以内とし、助成額の上限を3,500千円とする。	生産実践事業の実証に必要な農業機械※ ⁴ ）
2 栃木のお米品質向上対策事業				
「とちぎの星」の品質向上のための実証等の取組に対する助成	農業者・農業協同組合等で組織する研究会（産地研究会）	①農業者・農業協同組合等で組織する産地研究会を設置し、品質向上に向け、品質向上栽培マニュアルに基づく栽培管理を行うとともに、栽培管理や天候等の水稲の生育・品質に影響する要因の記録を行うなど、取組の拡大につな	1/2 以内	<p>1 実証栽培に係る経費</p> <p>(1)土壌改良資材費</p> <p>(2)土壌分析費</p> <p>(3)篩目資材費（グレーダーの網目変更に必要な費用）</p> <p>2 食味分析・食味調査費</p> <p>(1)食味分析費</p> <p>(2)アンケート調査</p> <p>(3)食味コンテスト</p>

		がるための実証栽培を行うこと。 ②収穫物を 1.9mm 篩い目で調製し、収量性、品質等を調査すること。		等の参加費 (4)サンプル費 3 会議費 (1)会議室料 (2)講師謝金 (3)通信費 4 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める経費
--	--	--	--	--

3 栃木の特色あるお米づくり支援事業

生産者と JA、食品企業等で構成する産地協議会において、地域の特色ある米づくりの取組に必要な農業機械導入に対する助成	産地協議会の構成員のうち、農業者、農地所有適格法人、農業者が組織する団体 ^{※5} 。	①生産者と JA、食品企業等で構成する産地協議会を設置し、地域の特色を生かした米づくりについて検討し、「生産・供給計画」を作成すること。 ②「生産・供給計画」の目標達成にむけて取組み、特色あるお米の生産と食品企業等への供給が拡大すること。	1/3 以内とし、助成額の上限を 3,500 千円とする。	産地協議会の取組に必要な農業機械等
--	--	--	-------------------------------	-------------------

- ※1 農地所有適格法人には、法人化を目指す認定農業者及び集落営農組織も対象とする。
- ※2 農業者の組織する団体とは、原則、農地所有適格法人を含む農業者複数名で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。
- ※3 農業者の組織する団体にあつては、その構成員かつ農地所有適格法人及び法人化を目指す認定農業者
- ※4 生産実践事業の実証に必要な農業機械とは、原則、スマート農業カタログ（水稻畑作）に掲載されている機械とし、栃木の米づくりプロジェクト推進事業実施要領の運用についての別表 1 の複数技術の組合せに実践に必要な機械含む。ただし、ソフトウェアのみの製品、事業実施主体の財産以外に影響を与えるもの（土地改良区財産の水路やポンプに取り付ける制御装置等）は対象外とする。
- ※5 農業者の組織する団体とは、原則、農業者複数名で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。